

發行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
石井重治
印刷人
松倉清治郎
定価一部三円

嘱託員制度の改革

本市に嘱託員制度が端事務が形式上三分化と施されましたのは昭和れた、この嘱託員制度に二十三年五月でありまついて、各方面より統合すが、当時終戦により簡素化の聲が高まつてま連合国の占領政策によりりました。その理由とつて旧隣組は廃止されるところは

① 嘱託員の仕事は、その設立当初に較べると漸次少くなつてきたこと

新嘱託員制度の概要

昭和二十六年四月には、国民健康保険実施と共にその健全な運営を期するため、前に二嘱託にならつて、別途に国保嘱託員を設け現在に至つております。

しかし、最近に至り来うち、前二者の外勤、衛生、及び国保嘱託員の三者の改革につき、色々検討致しました結果、今般、年度切換えを機とし、従来各地区におかれていた外勤嘱託員、衛生嘱託員及び国保嘱託員の三者のうち、前二者の外勤、衛生、及び国保嘱託員の三者の

ここに置きまして、その改革につき、色々検討致しました結果、今般、年度切換えを機とし、従来各地区におかれていた外勤嘱託員、衛生嘱託員及び国保嘱託員の三者のうち、前二者の外勤、衛生、及び国保嘱託員の三者の

生の両囀託を統合すること
と致しました。

述に運営して参りますので
念のため申し添えます

全市に納税貯蓄組
合を

行なふことができたこと
とにつきましては、深く
感謝する次第で御座いま
す。

新嘱託員の推せんも大
体出揃いましたので、近
く全市にわたつて、新嘱
託員の委嘱が行われる筈
であります。

納税貯蓄組合法は、昭和
二十六年四月一日公布
施行されましたが、現在
に至るまで本市内におき
ましては、あまり利用さ
れていない状態です。

納税貯蓄組合は、貯蓄
意欲の増進と、簡便な納
付手続更には納税成績の

人事異動

技師 淺野 寛
建設部土木課長心得を
命ずる
建設部土木課工務係長
事務取扱を命ずる

規約のひな型

何々納稅貯蓄組合規約

第一章 總則

第一条 この組合は、組合員の租税を容易に且つ、確實に納付するために、納税資金の貯蓄の斡旋その他当該貯蓄に関する必要な事務を行うことを目的とする（組合の組織）

第二条 この組合は、納税貯蓄組合法に基いて〇〇地域に住所、居所事務所事業所又は業務所を有するもの（又はそれら相互）により組織せられなければならない。

第三章 役員

(役員の定員)

第八条 この組合には左の役員をおく。

一 組合長 一名
二 副組合長 二名
三 理事 若干名
四 監事 若干名

(役員の選出)

第九条 組合長及び副組合長は、理事のうちから互選する。理事及び

第一条 この組合

組合長が招集する。組合員の三分の一以上の者から臨時總會の招集の請求があるときは組合長は、これを招集しなければならぬ。	員の總数の四分の三以上の者が出席し、その全員が可決しなければならぬ。
(總會の種類) 第十三條 總會は定例会及び臨時會とする。 (定例会の招集)	第五章 事業 第十八條 組合員の貯金又は預金は、〇〇銀行(又は〇〇農業協同組合等)に預入する。
第十四條 定例会は毎年何回(〇月及び〇月)これを招集しなければならない。	第十九條 組合のあつ旋する貯金又は預金の掛金は、日掛(又は旬掛月掛)の方法による。
(臨時會の招集) 第十五條 組合長は、必要があると認めるときは、何時でも臨時會を招集することができる	第二十條 組合は組合員の委託により納税準備資金を收受した場合において、遲滞なく〇〇銀行(又は〇〇農業協同組合等)に、その組合員の名義をもつて
(總會の審議事項) 第十六條 總會は、左に掲げる事項を審議する一、規約の制定改廃及び變更	(租稅の納入委任) 第二十一條 組合は、組合員から納税貯蓄組合
二、役員の選任及び解任	
に掲げる帳簿又は書類を備えなければならぬ。	一、組合員名簿 二、役員名簿 三、組合員別取扱金受払簿 四、組合員別租稅委託納付分明細簿 五、組合經費出納簿及びその証憑書類 六、その他必要な帳簿書類
	第六章 會計 (會計年度) 第二十四條 この組合の會計年度は、毎年四月より九月まで及び十月より翌年の三月までとする。
	第二十五條 この組合の經費は、市、県又は国並びに寄附金その他の收入をもつて支拂する

會友」
制度を新設

三、算の請及ひ決算の承認
四、組合の運営に関する事項
五、組合の解散及び合併
六、その他必要な事項
（總會の議決方法）
第十七條 總會の議事はこの規約に特別の定めの場合を除いて出席組合員の過半数でこれを決し可否同数のときは議長の決するところに
よる。
前條第一号及び第五号（組合備付帳簿又は書類）に掲げる事項は、組合第二十三條 組合は、左

正金をもつて租税を納付することを委託された場合においては、その納付書又は徴税令書その他租税の納付に必要な書類を取りまとめ〇〇銀行（又は〇〇農業協同組合等）にその納付を委託する。
（納付充当金額の整理）
第二十二條 組合は、租税納付の委託を受けたものに對する納付充当全部を整理しておかなければならない。

この場合において当該収入をもつて組合の経費を支弁することができないときは、組合員の租税の納付のために使用した事務費の額を基礎として總會において別に定める。
（組合の經理）
第二十六條 この組合の經理は、他の事業又は施設の經理と混同してはならない。
附則
この規約は、規約を届け出た後から実施する（様式一號略）
（様式二號略）

改正規約では国連協會縣本部の目的及び事業に賛同し、年額一〇〇円を払込んだ者を「會友」ということになつております。

會友には、バツチ及び年一回程度国連クラブを贈呈する予定で御座います。なお、本年度から正會員以上には、門標を掲げることとし、「国連神社川」（縣本部ニユースク）は、本部から直送することになつております。

開かる

五月二十日二十一日

第三十九回関東市長会議は、関東地方一都七
県四十七市の各市長が本市に参集し、五月二
十日、二十一日の両日にわたり小田原市議會
議場で開催された。

第一日 二十日午後一時四十分
開会、小田原市助役原元助氏の開会の挨拶に続いて鈴木市長から大略左のように挨拶が行われた。
財政の裏付けのない地方分権は、徒らに地方に義務と責任とを課するに終り、そのため、むしろ地方自治の確立を甚だしく阻害するうらみを痛感せざるを得ない。又、中央の政情は極めて安定性を欠き二十八年度国家予算も暫定予算によつて補われている現状にあつてこれが地方財政に及ぼす影響は深刻なものがある。

従つてわれわれ市長会においては、地方自治の根本的問題と併せてこれら当面の諸問題に對しても早急の解決の途を講じ、地方自治行政運営に至きを期するため、奮起すべきときと思考する。このときと當り、各市共通の課題である重要諸問題を議題として採り上げ、充分検討の結果、強力な決議を中央へ反映しその実現を期さんとする本会議の開かれたことは、寔に大きな意義があることと思う。何卒各位におかれては本會議が有終の美を収めることができるよう格

段の御協力をお願いする。

次いで来賓の自治庁長官（代理）、神奈川県知事内山岩太郎氏、全国市長会々長（代理）及び小田原市議会議長山橋勝蔵氏。

「地方財政再建の特別措置を講ぜられたい」旨の決議を満場一致で行い、第一日の会議を終つた。

午前九時から約二時間

第二日

べられ、前会長の足利市長村淺七氏の挨拶の後、勤続二十年以上の加盟市の職員八十七名に対し、田原市長から表彰状並に、果について報告があり、

記念品の授与が行われた。休けいの後、鈴木市長議長となつて会議に入り、前市長の足利市長から会務報告があつてこれを了承、次いで各都県市長会から提案の十四の議案を上程、各市長からそれぞれ提案の理由の説明が行われ、議決によりこれを

十四議案のうち、五に關連するものを整理統合して、別記記載の七議案とし、何れも部会の長の報告通り、全会一致でこれを可決した。

次いで実行委員の改選、次回開催地の決定を行い二日間にわたる会議は盛會裡に閉会された。

第一部会（財政）、第二部会（行政）、及び第三部会（地方制度）の三部会に審議を附託することに決定。

続いて、実行委員から財政問題に関する緊急動議

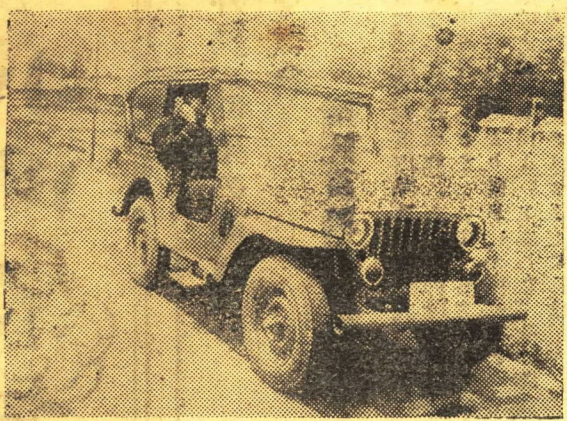
① 清掃事業（糞尿塵芥）
採擇された七議案
に対し起債並に国庫補助要望に就て（東京埼玉各都県市長会提出）

採擇されたる七議案

① 清掃事業（糞尿塵芥）
に對し起債並に国庫補助
要望に就て（東京埼玉
各都県市長会提出）

超短波無線電話

開通す



警察署→パトロールカー

四月三十日から市警察に命、財産の保全と、市内超短波無線電話が開通しの治安維持の確保に一層ましたので市民皆様の生の威力を加えることにな

りました。	おり、移動局であるジープの速力が時速百二十キロありますので、最近の電話はどんな機能を持つており、どのように運営されるかということを説き明して、市民の皆さんに御理解願ひ、そして一層の御協力を得たいと存じます。
では、基地局とはどういふものであるかと言いますと、この基地局は小田原警察署内の無線局の中にありまして、移動局の親局にあたり、移動局からの報告を受けたり、また、移動局に指示を与えたりいたします。	また、パトロール・カーは出勤中何時でも警察署と無線電話で話ができますので、皆様が何かでお困りの時には、パトロール・カーを呼び止めて御相談下さい。乗車している係員が、できる限りの御便宜をおはかりいたします。

の他、大の通りを封めて皆様の御便宜を計りたいと思います。

① 申込み方法
映画会を御希望の団体は開催しようとする月御問合せ下さい。
の前月二十日まで

市議会四月臨時會

四月臨時會は四月十七日午後一時十九分開會した。会期を一日と定め、議事日程の決定並びに署名議員の指名を行つた後、日程第一、第二の各議案を一括上程し議事に入つた。

市長より提案理由の説明として「本件は三月定例會閉會直後において災害応急復旧農林事業債の追加許可並びに災害土木事業の追加補助認定を得るため議會招集の暇なく專決処分付した」旨を報告し、全員異議なく承認した。

次に第三を上程し提案理由として市長は「衆議院の解散による總選挙執行のため、その費用につき当初予算を追加更正したい」旨を説明し、全員異議なく原案に賛成し可決確定した。閉會午後一時三十分。

上程議案は次の通り
日程第一 專決処分の承認について
日程第二 專決処分の承認について
日程第三 昭和二十八年度小田原市歳入歳出追加更正予算

なお、この映画会についての詳細は社会教育課にて振動させないよう御注意下さい。

ナトコ映畫の御利用を

- ② 起債の許可認可の制度を廃し、少くとも市においてはその自主性を認められたい（埼玉千葉、神奈川各県市長会提出）
- ③ 義務教育校舎整備に對する要望（群馬千葉山梨各県市長会提出）
- ④ 住宅建設に對する要望（群馬、茨城、各県市長会提出）
- ⑤ 買収した農林省保有農地を必要ある場合、市町村に優先的に譲渡されたい（千葉県市長会提出）
- ⑥ 住民登録法の改正要望について（栃木県市長会提出）
- ⑦ 地方税法を根本的に改革し地方自治の確立強化を要望する（山梨神奈川各県市長会提出）

ナトコ映画会のことについては皆様既に御存知のことと思いますが、ナトコ映画の運営は小田原市視聴覚教育委員会が当っており、昨年は二四〇回の上映を市内各所で行つて参りました市内各団体の利用は益々広く

画会の日時会場、責任者の住所、氏名、明記の上市教育委員会社会教育課に御申込み下さい、少数数の団体でも申込みを受けます。

費用は無料

フィルムの借用料及び技術者手当等は市で負担しますから無料です

3 映写機の運搬申込みによつて映画会日程を作成し巡回しますから各会場側で前

市議會四月臨時會

愛兒の

お母さま方へ

春から夏への移り変りの前に、私達は約一カ月間にわたる、うつとうしい梅雨の期間を過ごすことになつています。

この時期はとかく消化不良や急性伝染病、殊に赤痢（疫痢）や食中毒に罹り易いものです。

そこで折角健康に育つてきたお子様をそんな病気にさせないため、お母さま方に、どんな注意が必要かを考えてみましょう。

梅雨どきになると残しておいた食物やしまつてある洋服、靴にまでカビが生えていて、びつくりするのを経験します。

これは高温高湿という条件の中でカビが最もまししょう。

繁殖し易いからです。このため食物は腐敗し易くなり、色々な病氣の原因となるばい菌が繁殖してくるのです。

一方、人間にとつてはこの高温高湿が腸の働きを低下させたり身体の抵抗力を弱めたりする悪條件となります。従つてこの身体の調子の下つた時にばい菌の繁殖した食物を食べると食中毒も起すし、赤痢にもなります。

衛生上の心得

△調理前には石鹼でよく手を洗うことを心がけましよう。そして調理者は爪をいつも短く切り、爪の間の汚れは刷子でとりましよう。

昭和二十八年產米
生產目標

昭和二十八年産米生産強化を図らねばならない
市標については、去る四時でありますので、農安
月二十八日の県農業委員各位におかれては周到な
会において議決され、本管理をされ、指示されま
市では本案を去る五月六した生産目標達成に努力
日の農業委員会代表者会されますようお願いいた
議に諮問いたしました。

ころ、生産目標の面積及び反当收量が本市の調査よりも過大でありますので、いろいろ協議の結果県に對しこれらの事情を訴え、供出割當に對しては實際に即した公正な割當をされるよう要望書を提出することとして、一応本案に對し増産目標達成に努力することを決議しました。

今回の生産目標數量はあくまでも増産努力の目標でありますが、現在の日本は食糧の自給態勢の

します。
 なお本市の本年産米の生産目標數量は二四、四〇八石、平均反收は水稻二石六斗二升、陸稻一石三斗一升であります。

クリタマバチを
 驅除しませう

クリタマバチが市内にも発生しています。栗の萌芽が丸くサクラノボの实のようになっていたら

梅雨どきを控えて

お母さま方へ

か。野菜は大体土や塵の布団からせろげだしたりついでいるようなところ蹴とばしてお腹の上が空には蛔虫卵がたくさんつづばだつたりすることの何回も洗つて根をとのよう。また、日中でも時うな処は切捨てましょう。△使用した食器類はクレから衣服の調節もその気ンザーでよく洗つて乾し温に従つて、時に応じてましよう。布巾も忘れず脱がせたり、着せたりして石鹼でよく洗いましよて下さい。

△台所のゴミは蠅がつき易いのですからすぐ処理出来るように工夫して下さい。台所のゴミ入れには蓋をつけましよう。

△また乳幼児の下痢はつゆ時には、なかなかおりのが困難ですから丈夫な子供でも離乳がつゆ等にかかりそうな場合には少し早く始めるか、つゆのあけるのを待つた方がよいでしよう。

△この梅雨の頃は気温の変化がひどく、昼間相当暑かつたと思つても夜に

△お腹を冷やして下痢を起させたり、汗をかいてあせもを作つたり、感冒に罹らせたりしないように、発汗があつた場合にはすぐ乾いたタオル等でよく拭きとつて、さつばお母様方がこうした行きてどいた心の配り方をすれば、お子様をきつと病氣から守り、やがて梅雨が上つて明るい陽の光がお母様の笑顔と共に部屋中を射すことでしよ。

昭和 28 年 度
市 税 納 期 別 一 覽 表

月 別	税 目 別	納 期 分
4 月	自転車税、荷車税	全 期 分
5 月	固定資産税	第1期分
6 月	市民税（普通徴収）	第1期分
7 月	固定資産税	第2期分
8 月	市民税（普通徴収）	第2期分
10 月	市民税（普通徴収）	第3期分
11 月	固定資産税	第3期分
1 月	市民税（普通徴収）	第4期分
2 月	固定資産税	第4期分

外 市民税(特別徴収)は毎月
市民税(法人税割)は随時